

○ICT施工の中小企業への普及加速のための補助金の活用を周知

① ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(ものづくり補助金)

〔補助率2/3以内、上限額1,000~500万〕

② サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)

〔補助率1/2以内
上限額50万〕

ソフト
ICT活用ソフトウェア導入

ハード

ICTシステム機器導入

人材

ICT施工人材育成

④ 人材開発支援助成金

〔補助率6/10以内
及び賃金助成〕

ハード

ICT建設機械導入

③ 省エネルギー型建設機械導入補助事業

〔補助率 購入価格と基準価格の差額の9/10又は6/10、上限額300万〕

※詳細な内容は、各制度の問合せ先に御確認下さい。

○ICT施工の中小企業への普及加速のための税制優遇・低利融資の活用を支援

⑨IT活用促進資金
(低利融資)

ソフト
ICT活用
ソフトウェア
導入

ハード
ICTシステム機器導入

ハード
ICT建設機械導入

⑩環境・エネルギー対策資金
(低利融資)

⑤【地方税】固定資産税の特例※1
〔3年間 2分の1に軽減〕

⑥【地方税】固定資産税の特例※2
〔3年間 0~2分の1に軽減〕

⑦【国税】中小企業経営強化税制※1
〔即時償却又は取得価格の10%税額控除〕

⑧【国税】中小企業投資促進税制
〔特別償却30%又は取得価格の7%税額控除〕

※1 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づく税制措置

※2 生産性向上特別措置法に基づく税制措置

□ 中小企業が生産性向上を行う設備投資に対する補助を行う。

①

1. 企業間データ活用型

補助上限額

: 1,000万/者 ※1

補助率

: 2/3

複数の中小企業が事業者間でデータ共有し、生産性の向上を図るプロジェクトを支援

※1連携体は10者まで、さらに200万×連携参加数を上限に配分可能

【3社連携の場合】

A社 1,000万

B社 1,000万

C社 1,000万

+

200万×3=600万

(連携体内で配分可能)

2. 一般型

補助上限額

: 1,000万/者

補助率

: 1/2 ※2

中小企業が行う、生産性プロセスの改善に必要な設備投資を支援

※2先端設備等導入計画又は経営革新計画の認定を取得して要件を満たす者は 2/3

3. 小規模型

補助上限額

: 500万/者

補助率

: 2/3 (小規模事業者)

: 1/2 (その他)

小規模な額で中小企業が行う生産性プロセスの改善を支援

最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

● 専門家を活用する場合補助額上限30%アップ (1~3共通)

対象となる条件(共通)

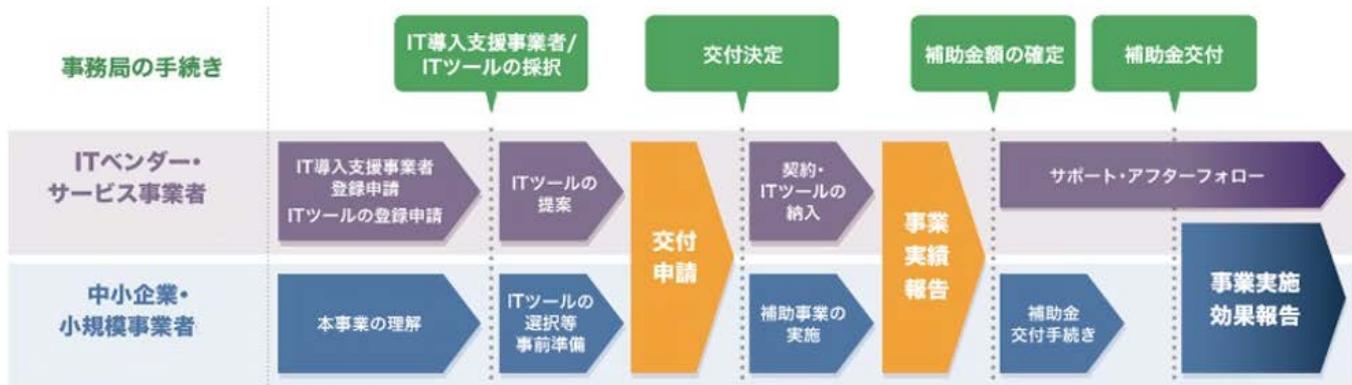
「中小ものづくり高度化法」に基づく基盤技術を活用した生産プロセスの改善であり、3~5年で「付加価値額」年率3%及び「計上利益」1%の向上を達成できる計画であること。

- 中小企業の生産性向上を実現するため、業務の効率化に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入経費の補助を行う。

2

補助上限額: 15~50万 補助率: 1/2

当該事業で承認されたITツール(ソフトウェア、教材用DVD等)の購入費が対象
ITツールはIT導入補助金のホームページ【<https://www.it-hojo.jp/>】で検索できます。
 例えば・・・測量計算や図面管理、3D計測機器で取得した点群データ処理ソフトなど検索できます。
 ※「**交付申請**」「**事業実績報告**」「**事業実施効果報告**」は、中小企業・小規模事業者等の作成(入力)された内容を元に、ITベンダー・サービス事業者より代理申請する形で行われます。
 ITベンダー・サービス事業者により作成された申請・報告情報は、中小企業・小規模事業者等の確認・承認手続きを経て、事務局への提出が完了します。



! 交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

省エネ建機補助金及び人材開発支援助成金

□ ICTを搭載した「建設機械」の購入を補助

□ 職務に関連した専門知識及び技能取得費用を助成

③ 【省エネルギー型建設機械導入補助金】

④ 【人材開発支援助成金】

補助上限額

：300万又は200万

補助率

：9/10又は6/10※1

国土交通省策定の燃費基準値を超える（3つ星以上）燃費性能を有する、排出ガス四次規制（2011年、2014年）に適合し、対象機種に認定された油圧ショベル、ブルドーザ等の購入に適用

※1補助対象車両の購入価格と基準価格の差額が対象

●手続きは通常は販売業者が代行する。



支給対象となるコース

特定訓練コース

・職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練（高度職業訓練）、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等

・採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練

・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
・海外関連業務に従事する人材育成のための訓練

・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練

・直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等（45歳以上）を対象としたOJT付き訓練

※研修事例（ICT土工）

1 安全衛生（4時間）

- ① 研修ガイダンス
- ② 災害事例
- ③ まとめレポート作成

2 ICT概論（3時間）

- ① ICT土工概要
- ② ICT施工管理法

3 起工測量（16時間）

- ① UAVの概要
- ② UAV等による起工測量実習
- ③ 写真点群データ作成実習

4 ICT施工（16時間）

- ① ICT施工実習
- ② 3次元出来形管理実習

5 関係法令（2時間）

- ① 公共測量におけるUAV安全基準

- ・ 6日間
- ・ 受講費用：約35万円

【助成額計算例】

41h×960円=39,360円
350,000×0.6=210,000円
計 249,360円

約25万円

！ 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

固定資産税優遇措置

□ 中小企業等経営強化法による固定資産税減免を受けられる。

□ 生産性向上特別措置法による固定資産税減免を受けられる。

⑤ 【地方税】 固定資産税の特例 〔3年間 2分の1に軽減〕

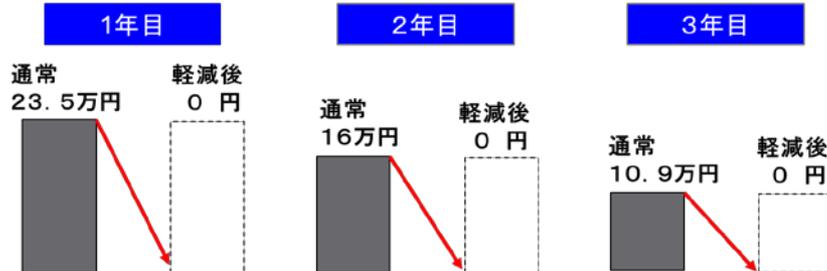
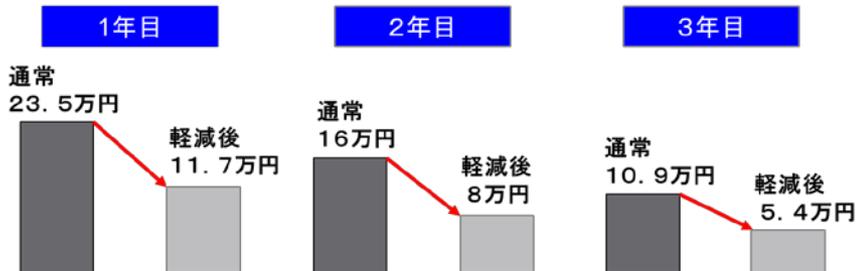
「経営力向上計画」を作成し担当省庁の計画認定を事前取得すること。

⑥ 【地方税】 固定資産税の特例 〔3年間 0～2分の1に軽減〕

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在する中小企業で、「経営革新等支援機関」による「先端設備等導入計画」の事前認定を取得すること。

ICT建設機械を2,000万円を取得した場合

取得価額：2,000(万円) 法定耐用年数：6年 原価率(r)：0.319と仮定 固定資産税率：1.4%と仮定



❗ 「導入促進基本計画」は各市区町村により異なります、各市区町村固定資産担当窓口で必ず確認して下さい。

必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「経営力向上計画」の申請書・認定書

必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「先端設備等導入計画」の申請書・認定書

対象となる要件(⑤・⑥)

- ・最新モデルであること(新車・新品)
- ・発売から10年以内(機械設備/建設機械) 6年以内(器機/測量機器)
- ・160万以上(建設機械) 30万以上(測量機器等)
- ・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1

❗ 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口で必ず確認して下さい。

- 中小企業等経営強化法による、法人税減免の減免を受けられる。

7

【国税】 中小企業経営強化税制
〔即時償却又は取得価額の税額控除〕

即時償却

又は

税額控除

資本金3,000万円以下

取得価額の10%

資本金3,000万円超～1億円以下

取得価額の7%

購入初年度に
取得価額の
100%償却

必要とされる書類

- ・工業会の証明書 ※1
- ・「経営力向上計画」の申請書・認定書 ※2

対象となる要件(7)

- ・一定期間内に販売されたモデル(中古品は対象外)
- ・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1
- ・担当省庁より発行される「経営力向上計画」の事前認定 ※2
- ・160万以上(建設機械) 70万円以上(ソフトウェア等)
30万以上(測量機器等)



最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

- 中小企業投資促進税制では、法人税減免の減免を受けられる。

8

【国税】 中小企業投資促進税制
〔特別償却30%又は取得価格の7%税額控除〕

特別償却

又は

税額控除

資本金3,000万円以下

購入初年度に
取得価額の
30%償却

取得価額の7%

資本金3,000万円超～1億円以下

特別償却

購入初年度に
取得価額の30%償却

対象となる要件(8)

- ・160万以上(建設機械)
70万以上(一定のソフトウェア 事業年度内の取得価額の合計70万以上)
- 120万以上(測量機器等事業年度内の取得価額の合計120万以上)



対象外の業種があります。

中小企業庁ホームページに活用の手引きがあります。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

抜粋



平成30年6月1日版
 ※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

中小企業等経営強化法に基づく 税制措置・金融支援 活用の手引き

(平成29年度税制改正対応版)

目次

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく
 支援措置・・・P.1

2. 税制措置

① 固定資産税の特例

- (1) 制度の概要・・・P.2
- (2) 適用手続き・・・P.4

② 中小企業経営強化税制

- (1) 制度の概要・・・P.7
- (2) 適用手続き・・・P.8
- A類型：生産性向上設備・・・P.8
- B類型：収益力強化設備・・・P.10

3. 金融支援

- (1) 各種金融支援の概要・・・P.13
- (2) 適用手続き・・・P.15

4. ホームページ・問い合わせ先・・・P.15

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）を受けることができます。

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。
- 金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認ください。

2. 税制措置

中小企業等経営強化法に基づく税制措置の概要

1. 固定資産税が3年間半分にになります。（固定資産税の特例）
 2. 法人税^{※1}について、即時償却または取得価額の10%^{※2}の税額控除が選択適用できます。（中小企業経営強化税制）
- ※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
地方税	【固定資産税の特例】 3年間半分に軽減 (生産性が年平均 1%以上向上)		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)	
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資		拡充 (平成29年4月1日～)	
国税	【中小企業投資促進税制(中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

※ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

2. ① 固定資産税の特例

⑤

(1) 制度の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

条文：地方税法附則第15条第43項（固定資産税等の課税標準の特例）

① 中小事業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。
- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

経営力向上設備等の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
（中古資産は対象外です）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP. 4を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具(※1)	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(※1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1、2)	全て	60万円以上	14年以内

※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域において対象業種に限定あり。
（詳細はP.3を参照）
※2 償却資産として課税されるものに限る。

2. ② 中小企業経営強化税制

⑦

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

- (注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。
- (注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の4（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の5（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

① 中小企業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ・協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。
- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品(※1)（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備(※2)（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア(※3)（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品(※1)（30万円以上） ◆建物附属設備(※2)（60万円以上） ◆ソフトウェア(※3)（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舎に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。
※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

2. ① 固定資産税の特例

⑤

(1) 制度の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

条文：地方税法附則第15条第43項（固定資産税等の課税標準の特例）

① 中小事業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。
- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

経営力向上設備等の要件

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
（中古資産は対象外です）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP. 4を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具(※1)	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(※1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(※1、2)	全て	60万円以上	14年以内

※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域において対象業種に限定あり。
（詳細はP.3を参照）
※2 償却資産として課税されるものに限る。

2. ② 中小企業経営強化税制

⑦

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

- (注1) 税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。
- (注2) 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法

第10条の5の3（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の4（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の5（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

① 中小企業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - ・協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）
- ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。
- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品(※1)（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備(※2)（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア(※3)（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品(※1)（30万円以上） ◆建物附属設備(※2)（60万円以上） ◆ソフトウェア(※3)（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舎に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	

※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を取得又は製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。
※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

中小企業庁ホームページに活用の手引きがあります。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

【生産性向上特別措置法】 **先端設備等導入計画** **策定の手引き**

平成30年7月版



※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

目次

1. 先端設備等導入計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P. 1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・・・P. 3
- (5) 記載内容・・・P.4

2. 税制支援

- (1) 税制支援の概要・・・P.5
- (2) 適用手続き・・・P. 6
- (3) 所有権移転外リースの場合・・・P7
- (4) 設備の取得時期・・・P8

3. 金融支援

- (1) 金融支援の概要・・・P9
- (2) 適用手続き・・・P9

4. 手続き方法

- (1) 先端設備等導入計画の策定・・・P10
- (2) 先端設備等導入計画の申請・・・P13
- (3) 変更申請・・・P13

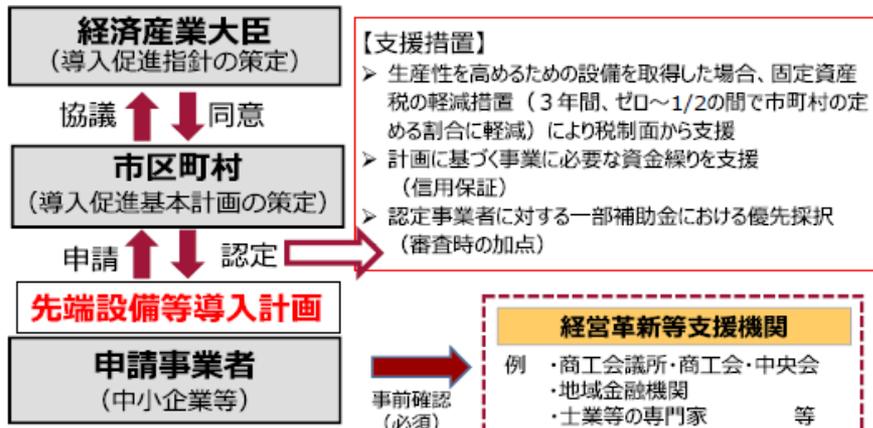
5. ホームページ

問い合わせ先・・・P.14

1. 「先端設備等導入計画」の概要

(1) 制度の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】
 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入しようとする中小企業者を、国・市町村が一体となって、生産性の向上を強力に後押し。

【ポイント2】
事前確認を受けた計画が対象

認定経営革新等支援機関 (商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等) に予め計画の確認を受けて市町村に申請する必要があります。

【ポイント3】

- 認定された場合、計画実行のための支援措置 (税制措置等) が受けられます
- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます。
 - 金融支援・・・民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。
 - 予算支援・・・一部の補助事業において優先採択を行います。

□ IT活用促進資金

⑨ ICT施工機器の購入・賃借
〔 基準金利 〕

中小企業事業(限度額7億2千万)

基準金利 1.11%
特別利率① 0.71%
(5年超6年以内、平成30年 10月)

□ 環境・エネルギー対策資金

⑩ 各種環境対策型建設機械の購入
〔 基準金利、特別金利 〕

国民生活事業(限度額7千2百万)

基準金利 2.06~2.65%
特別利率 A 1.66~2.25%
(担保不用の貸付、平成30年 10月)

! 標準的な利率のため
詳細は最新情報を制
度紹介HPや窓口に
確認して下さい。

貸付対象はMC/MG機器やT S / GNSS、TLS
等のICT機器と取付改造費

! ・建設機械は含みません。
・賃貸業は対象外。

貸付対象は各種環境対策型建設機械の購入費

- 排出ガス対策型建設機械：基準金利
 - オフロード法基準適合車：特別利率 ①* / A
*基準適合表示が付されていない同等の諸元を有する
建設機械等からの買い替えに係る資金のみ特利①
 - 低炭素型及び燃費基準達成建設機械：特別利率
① / A
- 貸付金額が4億円を超える場合は基準金利

! 新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合
車です。低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機
械の認定の有無はメーカー等に確認して下さい。

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP
補助金	① ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 2次公募終了 (今年度未定)	生産性向上に資する投資計画	購入費 全国中小企業団体中央会	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180803mono.htm https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_2koubo20180803.html
	② サービス等生産性向上IT導入支援事業 ！締切間近 3次公募受付中 平成30年12月18日まで	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入教育費用他	購入費 サービスデザイン推進協議会	https://www.it-hojo.jp/ https://www.it-hojo.jp/h29/doc/pdf/h29_application_manual.pdf
	③ 省エネルギー型建設機械導入補助事業 (地球温暖化対策) 申請受付中 平成31年3月13日まで	低燃費型(3つ星以上)のICT・ハイブリッド・電気駆動の建機	購入費 (一財)製造科学技術センター	http://www.eco-kenki.jp/
人材育成	④ 人材開発支援助成金 申請受付中 平成31年3月31日まで	ICT土工をはじめとする特定訓練の経費や賃金補填	研修費賃金補填 職業能力開発促進センター等	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000201704.pdf

区分	制度		対象	実施機関	備考	
税制優遇	⑤	中小企業等経営強化法	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税	市町村	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180601zeiseikinyu.pdf
	⑥	生産性向上特別措置法	生産性が年平均3%以上向上する建設機械、情報化施工機器等			http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansai/index.html
	⑦	中小企業経営強化税制	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	法人税、所得税、法人住民税、事業税	国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税)	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2018/180601zeiseikinyu.pdf
	⑧	中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等			http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutyoutousisokusinzeisei.htm
低利融資	⑨	IT活用促進基金	情報化施工機器の購入・賃借	購入・賃借	(株)日本政策金融公庫	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html
	⑩	環境・エネルギー対策資金	建設機械			購入

- 産学官が連携・情報共有し、各地域において建設現場の生産性向上に取り組むため、i-Construction 地方協議会を構築
- i-Constructionの相談窓口として各地域にサポートセンターを設置

地方ブロック	i-Construction 地方協議会	サポートセンター
北海道	北海道開発局i-Construction推進本部 ICT活用施工連絡会	i-Constructionサポートセンター (北海道開発局事業振興部 011-709-2311)
東北	東北復興i-Construction連絡調整会議	東北復興プラットフォーム (東北地方整備局企画部 022-225-2171)
関東	関東地方整備局i-Construction推進本部	ICT施工技術の問い合わせ窓口 (関東地方整備局企画部 048-600-3151)
北陸	北陸ICT戦略推進委員会	北陸i-Conヘルプセンター (北陸地方整備局企画部 025-280-8880)
中部	i-Construction中部ブロック推進本部	i-Construction中部サポートセンター (中部地方整備局企画部 052-953-8127)
近畿	近畿ブロック i-Construction推進連絡調整会議	i-Construction近畿サポートセンター (近畿地方整備局企画部 06-6942-1141)
中国	中国地方 建設現場の生産性向上研究会	中国地方整備局i-Constructionサポートセンター (中国地方整備局企画部 082-221-9231)
四国	四国ICT施工活用促進部会	i-Construction四国相談室 (四国地方整備局企画部 087-851-8061)
九州	九州地方整備局 i-Construction推進会議	i-Construction普及・推進相談窓口 (九州地方整備局企画部 092-471-6331)
沖縄	沖縄総合事務局「i-Construction」推進会議	i-Constructionサポートセンター (沖縄総合事務局開発建設部 098-866-1904)